

令和6年2月20日

条件付き一般競争入札（第3号）に必要な事項について

氷見ふるさとエネルギー（株）

1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業の停止を命ぜられた者で、当該営業の停止の期間中のものでないこと。
- (3) 氷見市建設工事等指名競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 一般社団法人太陽光発電協会または経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 当該業務に係る他の入札参加者の中に事業協同組合がある場合は、その構成員でないこと。

2 契約条項

契約条項については、氷見ふるさとエネルギー株式会社工事請負契約約款（氷見ふるさとエネルギー株式会社ホームページ掲載）によるものとする。

3 設計図書

- (1) 設計図書は、氷見ふるさとエネルギー株式会社のホームページに掲載する。
- (2) 設計図書について質問があるときは、書面にて、氷見ふるさとエネルギー株式会社に問い合わせること。
- (3) 質問に対する回答は、定める期限までに行う。

4 入札の方法等

- (1) 入札に係る提出書類は、次のとおりとする。
 - ア 入札参加申請書（様式第1号）
 - イ 入札書（様式第2号）
 - ウ 内訳書（様式第3号）
- (2) 郵便入札による入札とし、その方法については、次のとおりとする。（別紙「入札書封筒様式（記載例）」も参照のこと。）
 - ①入札参加申請書
 - ア 入札参加申請書は、添付の提出書類とともに封筒に入れて提出する。
 - イ 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより郵送する。
 - ウ 郵送先は、〒935-0013 氷見市南大町10番1号 氷見ふるさとエネルギー株式会社行とする。
 - エ 封筒の表には、郵送先のほか「入札参加申請書在中」と朱書きで記載し、入札番号を記載する。
 - オ 入札参加申請書等の提出書類は、入札参加申請書等の到着期限までに到着するよう提出する。到着期限を過ぎて到着した提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。
 - カ 入札参加申請書等の提出書類の提出後に当該入札を辞退する場合は、入札書等の到着期限までに、入札辞退届を氷見ふるさとエネルギー株式会社へ提出する。

②入札書、内訳書

ア 入札書と内訳書をともに一つの封筒に入れて提出する。

イ 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより郵送する。

ウ 郵送先は、〒935-0013 氷見市南大町10番1号 氷見ふるさとエネルギー株式会社行とする。

エ 封筒の表には、郵送先のほか「入札書在中」と朱書きで記載し、入札番号を記載する。

オ 入札書等の提出書類は、入札書等の到着期限までに到着するよう提出する。到着期限を過ぎて到着した提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

カ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

キ 入札書等の提出書類の提出後に当該入札を辞退する場合は、入札書等の到着期限までに、入札辞退届を氷見ふるさとエネルギー株式会社へ提出する。

5 開札の方法等

(1) 開札日時及び場所は、別に定める。

(2) 開札の立会いについては、次のとおりとする。

ア 開札に当たっては、氷見ふるさとエネルギー株式会社株主社員の中から、氷見ふるさとエネルギー株式会社があらかじめ選任した立会人2名を立ち合わせる。

イ 立会人が2名に満たないときは、当該入札事務に関係のない氷見ふるさとエネルギー株式会社社員1名以上を充てる。

ウ 立会人は、開札終了後、結果を記載した開札立会人確認書に署名しなければならない。

(3) 落札候補者は、開札の結果、最低の入札価格を提示した者とする。

6 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定については、次のとおりとする。

ア 落札候補者について入札参加資格を有することを確認したときは、その確認した日をもって落札者と決定する。

イ 最低の入札価格を提示した者が落札者とならないときは、落札者の決定に至るまで、次順位の入札価格を提示した者について入札参加資格を確認する。ただし、落札者が決定したときは、次順位以降の入札参加者に係る入札参加資格の確認は行わない。

ウ 最低の入札価格を提示した者が複数あるときは、指定する日時に氷見ふるさとエネルギー株式会社に参集を求め、くじ引きを行う。当該提示をした者が指定する日時に参集しない場合は、当該入札事務に関係のない氷見ふるさとエネルギー株式会社社員が代わってくじ引きを行い、落札者を決定する。

エ 落札者の決定は、原則として開札日を含め3日以内（氷見市の休日を定める条例（平成元年氷見市条例第3号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に行う。ただし、落札候補者の入札参加資格に疑義があるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、この限りでない。

(2) 入札結果等の通知については、次のとおりとする。

ア 落札者が決定したときは、速やかに、当該落札者に落札決定の通知を行う。

イ 入札の結果については、氷見ふるさとエネルギー株式会社ホームページにおいて公表する。ただし、6(1)エただし書の場合にあっては、落札者が決定するまでの間、落札者

が決定していない旨を公表する。

ウ 落札候補者が落札者とならなかったときは、その者に対し、その理由を付して書面にて通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、当該通知を受けた日を含め7日以内（休日を除く。）に、書面にてその理由についての説明を求めることができる。

7 入札保証金

免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 4(1)に掲げる提出書類のいずれかが欠けている入札
- (2) 4(2)②イからオまでに掲げる事項のいずれかに違反している入札
- (3) 内訳書の合計金額が入札書記載金額と異なる入札

9 契約手続等

(1) 契約の締結

契約締結については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、氷見市契約規則の規定に準じて行う。

なお、落札者の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が1の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、指定金融機関において納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、公共工事履行保証証券による保証を付したとき、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。